

弁護士法第72条改正問題に関する見解

日本弁護士連合会

弁護士法72条但し書きを、「この法律及び他の法律に別段の定めがある場合この限りではない」と改正することはどうか

(基本見解)

1 公益的見地から非弁護士の法律事務の業務としての取扱いを禁止した弁護士法72条の立法趣旨は維持されるべきである。

2 「但し書き」について。

包括的に「及び他の法律」を付加することは、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を明確化するものではなく、1で述べた立法趣旨を損なわず、明確化の要請を確保するにはどのような方法があるか、検討すべきである。

(説明)

1 最高裁判所は弁護士法72条の立法趣旨を下記のように述べている。

「弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、広く法律事務を行うことをその職務とするものであって、そのために弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講ぜられているのであるが、世上には、このような資格もなく、何らの規律にも服しない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とする例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法理生活の公正円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同条はかかる行為を禁圧するために設けられたものと考えられるのである。」(昭和46年7月14日大法院判決)

2 「この法律」を「この法律及び他の法律」と改める案については、本条が刑罰法規であることから、他の法律で法律事務の内容を明確に特定されていなければ、かえって疑義を生じさせる。およそ刑罰法規が他の法律の解釈全般に委ねられるとする立法技術は妥当性を欠く。

少なくとも、規制対象となる、範囲・態様について、予測可能性を確保するためには制限的に列挙する方法、例示を列挙した上「正当業務行為」として特定する方法など、その具体化を検討すべきである。(この点、最高裁平成14年1月22日第三小法廷判決は、「形式的には、他人の権利を譲り受けて訴訟等の手段によってその権利の実行をすることを業とする行為であっても、上記の弊害(みだりに訴訟を誘発したり、紛争を助長したりするほか、弁護士法72本文の禁止を潜脱する行為をして、国民の法律生活上の利益に対し弊害をもたらすこと - 引用者注)が生じるおそれがなく、社会的経済的に正当な業務の範囲内にあると認められる場合には、同法73条に違反するものではないと解するのが相当である。」としている。)